

第3章

創造性豊かな人材を 育てるまちづくり

第1節 子育て支援の充実

第2節 学校教育の充実

第3節 生涯学習の充実

第4節 生涯スポーツの振興



第1節

子育て支援の充実



現状と施策目標



- 総人口が減少傾向にあるなかで、少子高齢化と核家族化が進行しており、地域社会全体に深刻な影響を与えています。
- 医療費等の経済的負担を軽減し、乳幼児の健康の保持増進、併せて母体の健康管理を図り、医療費等の面において子どもを生き育てやすい環境を創出する必要があります。
- 女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、多様化したニーズに対応する保育環境の充実が求められています。
- 保育所、学童保育所等の保育施設については、計画的に施設整備を図ってきましたが、現状でも整備、改修が必要となっている施設があります。
- 核家族化の進行、女性の社会進出等に伴い、地域における人と人との繋がりが薄れてきていることから、気軽に子育てに関する相談ができる体制づくりを進める必要があります。
- ともに支えあう地域社会を形成するとともに、次代を担う子どもを産み育てやすい環境の整備に努めます。
- 母子家庭等の医療費等の経済的負担の軽減や、乳幼児の健康の保持増進、併せて母体の健康管理を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりの推進に努めます。
- 女性の社会進出の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立を総合的に支援するため、地域のニーズを踏まえた保育事業の展開を図ります。
- 公立の施設については、対象施設の老朽度、耐震性能等を勘案しながら施設整備を進めます。また、民間施設については、国と連携して施設整備への支援を行い、施設整備の促進を図ります。
- 子育て支援センター及びつどいの広場を子育て支援の拠点として位置づけ、育児に係わる相談援助活動や講習会の実施、情報提供を行い、子育て家庭に対する支援を強化します。

施策の体系



子育て支援の充実

- 子育て環境の充実
- 創造性を育む保育環境の充実
- 保育施設等の整備
- 子育て支援施設の充実



施策の方向



1-1 子育て環境の充実

(1) 総合的子育て支援の充実

次代を担う子どもたちと全ての子育て家庭への支援を行う観点から、ボランティアや高校生、子育て支援アドバイザー等と協力し、地域における総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭を経済的に支援するため、児童手当、児童扶養手当の支給を行うとともに、広報誌等を通じて制度の周知を図ります。

(2) 乳幼児医療等への支援の充実

県と連携して、母子家庭や乳幼児及び妊産婦に対する医療費の一部を給付し、国民健康保険被保険者の出産育児への助成を行うことにより、乳幼児の健康の保持増進、併せて母体の健康管理を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりの推進に努めます。

また、母子家庭などの医療の支援制度について普及、啓発を推進し、市民が制度を利用しやすくなるよう努めます。





1-2 創造性を育む保育環境の充実

女性の社会進出の増加、核家族化の進行等に伴い、サービス利用者の生活実態、意向を十分に踏まえて、保護者が安心して働くことができるよう、引き続き民間保育所での保育サービスの充実に努めます。

また、私立幼稚園への就園や、放課後児童クラブなどによる児童の健全育成を支援し、子ども達がたくましい心を持ち、創造性豊かな人間に育つよう環境の整備に努めます。



1-3 保育施設等の整備

(1) 安全・快適な保育施設の整備

保護者が安心して仕事と子育てを両立できるように、子どもたちが安全・快適に生活できる保育施設の整備を図ります。

(2) 保育所整備の充実

公立保育所については、老朽度、耐震性能等を勘案しながら引き続き整備、改修を図ります。

また、民間保育所については、施設整備の必要度を関係者と協議しながら、国と連携して施設整備の促進を図ります。

(3) 放課後児童クラブ施設整備の充実

老朽化が進んでいる学童保育所、あるいは児童数に対して面積が不足している学童保育所の整備について、父母会等関係者と十分な協議を行いながら環境整備に努めます。





1-4 子育て支援施設の充実

子育てに関する不安や悩みを解消するため、地域における子育て支援の充実を図り、各種相談活動、講習会を実施するとともに、子育てに関する情報の提供に努めます。

また、子育て親子の交流を促進するため、子育てサークル等の育成を支援し、子育て親子が気軽に参加できる各種行事を実施するほか、就学前の障害児童のデイサービスを福祉の村で実施します。

主要事務事業

- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 家庭児童相談事業
- ・ 児童手当支給事業
- ・ 乳幼児及び妊産婦医療費給付事業
- ・ 母子家庭医療費給付事業
- ・ 出産育児一時金給付事業（国民健康保険）
- ・ 特別保育事業
- ・ 放課後児童クラブ施設整備事業
- ・ 放課後児童健全育成事業



第2節

学校教育の充実



現状と施策目標



- これからの学校教育においては、真に学習する意欲や知識を身に付けさせるとともに、自ら考える力などの「生きる力」を育成することが求められています。
- 国際化社会の中で、児童・生徒が広い視野に立った人間に育つよう、国際理解教育を充実させるとともに、英語教育を充実させることが求められています。
- 学校におけるコンピュータ機器類の整備を図り、IT（※）の活用等、情報教育の学習活動を充実させる必要があります。
- 小中学校の教育内容の範囲や人口等の社会構造が大きく変化、多様化していることに伴い、それらに対応できる総合的学習環境の充実が求められています。
- 老朽化が進み、衛生的な整備や地震に対する安全性の確保が必要となっている学校施設が散見されることから、児童・生徒及び教職員の教育環境の整備が求められています。
- 体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、自ら気づき、自ら学び考え、判断し行動できるなどの生きる力を備えた児童生徒の育成に努めます。また、郷土を慈しみ、他者を思いやり、自己を大切にする「心と命の教育」の充実に努めます。
- 児童・生徒が国際的視野を広げ、国際協調の精神を養い、国際社会に貢献できるよう、その資質と能力の育成に努めます。また、英語教育の充実に努めます。
- 児童・生徒が情報化時代に対応できる人間に育つよう、学校での情報教育の充実に努めます。また、それをサポートするため、施設環境の整備にも努めます。
- 学校間の積極的な交流を図るとともに、集合学習の内容の充実に努めます。また、多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育等の充実に努めるほか、小規模校教育への支援も含め、そのあり方の検討に取り組みます。
- 児童・生徒及び教職員の学習環境の改善・充実を図るため、計画的な学校施設の整備に努めます。

施策の体系



学校教育の充実

- 学び考える力・生きる力の育成
- 国際理解教育の充実
- 情報教育の充実
- 学習環境の充実
- 学校施設等の整備

※ IT 情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。



施策の方向



2-1 学び考える力・生きる力の育成

(1) 生徒の学力の向上

教員の各教科等の指導力向上に向けて研修・研究体制を整備・拡充し、児童・生徒一人ひとりの学習定着度を、国平均及び県平均に近づけることに努めます。

(2) 心と命の教育

「心と命の教育」の充実に向け、学校にスクールカウンセラー、適応支援相談員等を配置するとともに、道徳教育の推進及び教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

(3) 特色ある学習活動

中学校の各種大会・コンクールへの出場を支援し、児童・生徒の心と体のすこやかな成長の促進を図ります。

また、市内全域を対象とした音楽発表会を実施するなど、一体感の醸成に努めます。

2-2 国際理解教育の充実

小中学生に生きた英語や異文化に直接触れる機会を多く提供し、学校における国際理解教育・英語教育の充実及び中学生の英語の力を高めることに努めます。

また、中学生及び高校生を海外に派遣し、現地での生活や文化等の一端にふれることにより、国際的視野や国際協調の精神を養い、国際社会に貢献できる資質と能力を備えた国際感覚豊かな生徒となるよう環境の整備に努めます。





1

基本構想

2

基本構想

1

基本計画

2

基本計画

3

基本計画

4

基本計画

5

基本計画

6

基本計画

資

付属資料

2-3 情報教育の充実

国の進めるIT新改革戦略に基づき、「全ての学級」の「あらゆる授業」において児童生徒及び教員がコンピュータ、インターネットを活用できる環境を整備します。

小学校の段階から情報モラル教育等を行い、情報活用能力を向上させ、児童生徒の自ら学ぶ意欲に応えるような、ITを活用した学習機会を提供するとともに、教員1人に1台のパソコン配備を目標とし、教員のIT活用指導能力の向上を図ります。

2-4 学習環境の充実

小規模校を抱える本市においては、積極的に集合学習の実施に努め、多くの友達と交流を図ることにより、児童・生徒が社会性を豊かに育むことができるよう努めます。

また、特別支援教育の充実に努めるほか、遠距離通学の児童・生徒のためのスクールバス運行を維持するなど学習環境の充実に取り組みます。





2-5 学校施設等の整備

(1) 学校施設の整備

学校施設の適正な保守管理を図り、学校運営に必要な用地・建物の取得や廃止、あるいは施設の改修工事・維持補修など計画的な整備に努めるほか、快適な学習環境を提供するため計画的な学校改築に努めます。

また、地震による倒壊等に対する安全性を確保するため、耐震診断と診断結果に基づく補強工事の計画的な整備に努めます。

(2) 学校給食センターの整備

児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育推進の拠点となる学校給食センターの早期整備に努めます。



主要事務事業

- ・ 中高生海外派遣事業（再掲）
- ・ 情報処理教育推進事業
- ・ 特色ある学習活動事業
- ・ 学校施設整備事業
- ・ 学校給食センター整備事業

第3節

生涯学習の充実



現状と施策目標



- 労働時間の短縮と長寿化による余暇の増大から、市民の生涯学習に対するニーズは活発化するとともに、多様化・高度化しています。
- 子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも学び、豊かな社会生活を送ることができるよう、学習の機会と場の充実が求められています。
- 市民の芸術文化活動へのニーズは幅広く、多様なジャンルの事業提供が望まれています。
- 市民の多様な学習意識の高まりに対応して、生涯学習を推進する中核的施設である図書館の利便性向上と各種図書資料の整備が求められています。
- 貴重な文化財を適正に保管、展示することにより、市民の当地域の歴史・文化を理解する場が求められています。
- 久慈市生涯学習推進計画及び久慈市社会教育行政計画を策定し、学校、家庭、地域社会の連携を深めながら家庭教育及び学習機会の充実を図るとともに、各種社会教育関係団体等の育成を図り、生涯学習の充実に努めます。
- 多様で優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、市民が日常的に芸術文化に親しみ、創作活動ができるよう支援や育成を図ります。また、機能的、効率的に文化施設を運営するため、連携の強化を推進します。
- 各種図書資料の整備、読みたい本がすぐ見つかる仕組みの構築を図り、「役に立つ図書館」を目指すとともに、学校図書館との連携による図書資料の有効活用を図り、子どもの読書活動を推進します。
- 当地域の歴史・文化を知るうえで貴重な文化財の適正な保管を図り、一部を展示・公開することにより文化財保護に対する市民の理解が深まるよう努めます。また、山形村誌を発行し、旧山形村の歴史の保存伝承に努めます。

施策の体系



生涯学習の充実

- 家庭教育及び学習機会の充実
- 文化施設の連携
- 図書館機能の充実
- 地域文化の振興



施策の方向



3-1 家庭教育及び学習機会の充実

(1) 家庭教育の充実

子育ての基盤である家庭での教育に関する情報の提供や、学習機会及び相談体制の充実など、地域ぐるみで心身ともに健全な子どもを育てる学習環境づくりに努めます。

(2) 生涯学習機会の提供

市民が生涯の各時期及び各領域において、自主的・自発的に学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

また、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応できるよう、公民館等の整備支援や、社会教育団体等の支援、育成に努め、芸術文化等の振興に努めます。

3-2 文化施設の連携

豊かで潤いのある生活と文化の薫り高いまちづくりを推進するため、地域の特性を生かした主体的な創作活動の奨励に努め、市民の文化意識の高揚を図ります。

また、多様な市民の要望に応えるため「アンバーホール」と「おらほーる」の連携を強化し、機能的、効率的な運営に努めます。





3-3 図書館機能の充実

市民の多様な学習要求に応える「役に立つ図書館」をめざし、各種図書資料の整備及び利用者の求める図書資料を早く確実に提供できる体制の構築を図ります。

また、移動図書館車の更新、児童図書をはじめとする各種図書資料の整備・充実及び図書館蔵書管理システムの機能強化を計画的に実施し、図書館に行かなくてもインターネット上での蔵書検索や図書予約などのサービスを受けられるようにするなど、図書館機能の充実に努めます。

3-4 地域文化の振興

(1) 文化財等の保存

現在、当地方の歴史・文化を知るうえで貴重な文化財が複数箇所に分散保管されていますが、これらは後世に継承する必要があるため、一括保管により適正な保管を図り、一部公開することにより、市民の文化財保護への理解を深めるよう努めます。

また、歴史的建造物や埋蔵文化財等の調査、保存に努めます。

(2) 地域文化の保存振興

地域に伝わる盆踊り、神楽、まつり等の伝統芸能、慣習等の保存と継承に努めます。





(3) 山形村誌の編さん

「山形村誌」を発行し、旧山形村が築き上げてきた歴史や文化を後世に伝えると共に、郷土に対する理解を深める機会、地域文化の振興の契機とするよう努めます。

また、編さんの過程において収集した資料についても、広く住民が活用できるように一元的に管理します。

主要事務事業

- ・家庭教育推進事業
- ・生涯学習推進事業
- ・公民館生涯学習活動事業
- ・文化施設連携事業
- ・図書館蔵書管理システム更新事業
- ・児童図書等整備事業
- ・文化財保管・展示施設整備事業
- ・芸術文化振興事業
- ・山形村誌編さん事業



第4節

生涯スポーツの振興



現状と施策目標



- 余暇時間の増大など社会環境の変化とともに、市民のスポーツへの要求も多様化、高度化しており、生涯のライフステージに合わせたスポーツの振興や健康の保持増進に対する関心が高まっています。
- 多様化する市民ニーズに対応し、サービスの向上につなげるため、引き続き指定管理者制度を導入し、スポーツ・レクリエーション活動の拠点である体育施設の利用促進を図る必要があります。
- 「柔聖」三船久蔵十段を輩出した本市では、柔道のまちづくりを目指し普及・強化事業を推進しており、少年層を中心に各種大会で上位入賞を果たすなど、着実にその成果が表れていることから更に「柔道のまちづくり」を推進する必要があります。
- 久慈市スポーツ振興計画を策定し、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術・興味及び目的に応じて、“いつでも”“どこでも”“いつまでも”スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- 引き続き指定管理者制度を導入し、より一層効率的な利用促進に努め、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。
- 柔道は、本市スポーツの中核的存在であり、「柔道のまち・久慈」を一層推進するため、東北地域の選手を招いた柔道大会の開催や柔道強化錬成会の開催など、今後も柔道人口の拡大と競技力の向上に努めます。

施策の体系



生涯スポーツの振興

- 生涯スポーツの充実
- 体育施設の有効活用
- 柔道のまちづくりの推進



施策の方向



4-1 生涯スポーツの充実

多様化する市民ニーズに応えるため、関係団体と協力しながら、各種スポーツ教室、スポーツ大会等を鋭意展開し、スポーツ・レクリエーションの普及に向けて取り組むことにより、市民の誰もが主体的、継続的にスポーツに親しみ、健康増進と体力づくりができるような環境整備、充実に努めます。

また、スポーツ人口の拡大や、選手の発掘、指導者の養成を図るため、社団法人久慈市体育協会をはじめ、傘下団体と連携を強化し、指導者講習会、実技講習会などの事業を実施し、競技力の向上に努めます。

4-2 体育施設の有効活用

市民の満足度達成と安全管理を徹底するため、施設の整備及び改修整備を計画的に進めるとともに、施設利用料について、受益者負担の適正化と公平化に努めます。

また、生涯スポーツの普及・振興及び競技力向上等につなげるため、指定管理者により、体育施設の効率的な利用の促進を図ります。

4-3 柔道のまちづくりの推進

(1) 柔道のまちづくり事業の推進

市民の理解度、認識度の向上等を図り、関係団体等と協働して「柔道のまちづく

り」を推進するため、効率的、効果的な方法を模索しながら計画的な事業の推進に努めます。

また、関係団体と連携を密にし、各種柔道大会や錬成会、講習会等を開催し、柔道の普及発展と競技力向上を図るとともに、柔道を通じて、青少年の健全育成と久慈市のPRや地域活性化に努めます。

(2) 三船十段記念館の管理運営

市内外に対して、三船久蔵十段の偉業と功績を後世に伝えるため、企画展の開催などにより来館者の確保に努め、柔道のまちの認識度の向上とPRを図ります。

また、柔道の指導及び普及の拠点として活用することにより、柔道人口の拡大、青少年の健全育成と競技力向上に努めます。

主要事務事業

- ・市民スポーツ・レクリエーション推進事業
- ・生涯スポーツ推進事業
- ・体育施設整備事業
- ・体育施設指定管理委託事業
- ・柔道のまちづくり推進事業
- ・三船十段記念館運営管理事業



桂の水車